平成２３年（フ）第６３４０号
大阪市福島区海老江３丁目７番19号
債務者　山中　清江
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３４９号
大阪府高槻市南平台４丁目12番15号
債務者　上杉　正巳
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３５７号
大阪市住之江区御崎３丁目７番４号　サンコーハイツ201号
債務者　鹿内タクシーこと　鹿内　優志
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４１４号
大阪市生野区生野西４丁目21番23号
債務者　松原　義行
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４１５号
大阪市生野区生野西４丁目21番23号
債務者　松原　和子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４２２号
大阪市旭区高殿５丁目13番10―236号
債務者　古川　順子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５３０号
大阪府茨木市沢良宜西４丁目７番27号
債務者　兵頭　　実
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５７３号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ４―109号
債務者　羽根　恵子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７４２号
大阪市生野区中川３丁目３番11―1211号
債務者　成田千鶴こと　姜　　千鶴
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７９９号
大阪府茨木市元町２―13―505、住民票上の住所大阪市港区池島２丁目６番29―101号
清水方
債務者　清水美佐子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８２３号
大阪市福島区吉野１丁目16番11―805号
債務者　木村美和子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８２４号
大阪府豊中市春日町２丁目５番54―102号
債務者　綿谷千佐子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８２７号
大阪市淀川区塚本１丁目19番26号　702号
債務者　成田　慶彦
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８３８号
大阪府東大阪市岩田町１丁目２番８号401号
債務者　田中　哲也
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８５５号
大阪府交野市幾野２丁目11番404号
債務者　山形　敏一
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８７４号
大阪市港区弁天３丁目３番25号　ラム・サール８ｔ－４Ｂ号
債務者　藤井　敏寛
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９１１号
大阪府東大阪市本庄中１丁目２番38号、前住所大阪府柏原市国分本町７丁目８番27号
債務者　鎌田　幸一
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９２３号
大阪市城東区新喜多東１丁目８番40―711号
債務者　辻村　政巳
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部